＜顧問先向け＞ 弥生製品 紹介制度約款

弥生プロフェッショナルアドバイザープログラムの会員（以下「弥生 PAP 会員」という）が、弥生株式会社（以下「当社」という）の弥生シリーズ（弥生ネットワーク製品を除くデスクトップソフトとクラウドサービス、以下、総称として「当社製品という」）を、当社製品を使用している顧問先または今後自己使用を検討する顧問先（以下「顧問先」という。ただし、当社製品の紹介・販売のみの取引関係しか存在しない場合及び当社製品の販売事業を目的とする場合は、顧問先の定義から除外する。）に対して紹介しようとする場合には、別途当社が定める方法に基づき、紹介および紹介料振込先の登録手続きを行うものとする。弥生 PAP 会員が当社製品を顧問先に紹介する場合、弥生 PAP 会員は、弥生 PAP 会員と当社との間のかかる紹介に関する取引条件につき、この約款（以下「本約款」という）の適用を受けるものとし、これを遵守する。

第１条（報酬の支払い）

１　弥生 PAP 会員が、本約款に従って顧問先へ当社製品の紹介を行い、紹介を受けた顧問先が、別途当社が定める方法により当社製品を購入し、もしくは当社製品に係る利用契約を締結し、または当社製品に係る利用契約を更新し、且つ当社が当該顧問先から当該当社製品の代金もしくは当該当社製品に係る利用契約に定める料金等の当社への支払いの入金を確認した場合に、当社は、当社の定めに基づいて、弥生 PAP 会員に対して支払う報酬額の確定を行う。なお、当社が当社製品のうちクラウドサービス（当社が別途定める製品を除く。）における有料プランの利用料金を無料と定めた場合または減額した場合であっても、弥生 PAP 会員に対して支払う報酬額は有料プランの当該利用料金をもとに算定するものとする。ただし、当該顧問先が当社へ当社製品の返品を行い、または当社製品に係る利用契約が取り消される等により失効し、当社が当該顧問先へ返金を行った場合は、弥生 PAP 会員に対して支払う報酬対象から除外する。すでに報酬額として支払いが終了している場合は、次回支払う報酬額と相殺処理を行う。ただし、毎年９月末日までに相殺処理が終了しない場合には、当社から弥生 PAP 会員へ当該報酬相当額の請求を行うものとする。この場合、弥生 PAP 会員は、当社に対し、当社が請求した日の属する月の翌月末日までに、当社が指定する口座に振込む方法で支払うものとし、その振込手数料については、弥生 PAP 会員の負担とする。

２　当社は、弥生 PAP 会員に対する報酬が発生した月の翌月１０日までに、確定した報酬及び報酬の実支払い予定額を通知する。

３　当社は、弥生 PAP 会員に対する報酬が発生した月の翌月末日に、前項の規定に従って通知した支払い報酬額を、別途弥生 PAP 会員が指定した口座に振込む方法で支払うものとする。なお、登録口座名義は、弥生 PAP 会員名義と同一とする。弥生 PAP 会員名義と異なる名義の口座を指定する場合、弥生 PAP 会員は、当社の指示に従い、指定した口座との関係性を明示する書類を弥生 PAP 事務局へ提出するものとする。その場合、弥生 PAP 会員は、口座名義人に対して報酬の受領権限を与え、当該受領権限に基づき口座名義人が報酬を受領するものとする。また、弥生 PAP 会員が口座を指定していない場合や変更を指定した場合は、指定した月の翌月から適用するものとする。

４　前 3 項にかかわらず、当社は、弥生 PAP 会員が弥生 PAP 会員の契約を終了した日における未払い報酬累計額を清算し、その日が属する月の翌月末日にその未払い報酬額の全額を弥生 PAP 会員が指定する口座に振込む方法で支払う。

５　理由の如何にかかわらず、弥生 PAP 会員が、弥生 PAP 会員としての資格を失った場合には、本約款に基づく当社の弥生 PAP 会員に対する報酬の支払いは終了するものとする。なお、弥生 PAP 会員が、弥生 PAP 会員としての資格を喪失した時点で確定している未払い報酬については、前項に定めに従って支払うものとする。また、弥生 PAP 会員が一度退会した後に、当社の定めに基づいて、再入会し、再度弥生 PAP 会員として登録された場合、当該弥生 PAP 会員が再登録前に行った顧問先への当社製品の紹介に関して、再登録により当社に対する報酬請求権が発生することはないものとする。

６　当社が弥生 PAP 会員に支払う報酬の算定基準および支払期間は、当社が弥生 PAP 会員専用のウェブサイトにて別途定めるとおりとする。

７　当社は、30 日以上前に通知することにより、弥生 PAP 会員に支払われる報酬の算定基準および支払期間を変更できるものとし、当該変更後に支払われる報酬は、変更後の内容に従うものとする。当該通知は、弥生 PAP 会員専用のウェブサイトへの掲載、又は弥生 PAP 会員宛ての書面、ファックス若しくは電子メールのいずれかの方法にて行うものとする。

第２条（同意の取得）

弥生 PAP 会員は、顧問先の情報（個人情報を含む場合がある。以下も同じ。）を当社に提供する場合には、あらかじめ、顧問先から、顧問先の情報を当社に提供することについて書面による同意を得なければならない。

第３条（優待価格）

1　当社は、弥生 PAP 会員に対し、顧問先向けの当社製品の販売価格（以下「優待価格」という）を機密情報として提供する。ただし、弥生 PAP 会員が顧問先に対し、優待価格を開示・提供することは明示的に認める。

2　理由の如何にかかわらず、弥生 PAP 会員が、顧問先へ優待価格を開示・提供した場合には、かかる優待価格の取扱いにつき、その顧問先に対しても、第11条に従い弥生PAP会員が負う機密保持義務と同等の機密保持義務を負わせる義務があるものとする。

第４条（禁止事項）

1　弥生 PAP 会員は、顧問先に対して当社製品の紹介を行うにあたり、第三者への迷惑行為に該当する可能性のある宣伝行為その他の当社が不適当と判断する行為を行なってはならないものとする。

2　弥生 PAP 会員は、顧問先向けの優待価格について、ウェブサイト等、不特定多数が優待価格情報を閲覧できるようにしてはならない。

3　弥生 PAP 会員は、当社製品の自己使用を目的とする顧問先への当社製品の紹介を行なうものとし、当社製品の販売・転売を目的とする顧問先へは優待価格の開示・提供を行ってはならない。

4　弥生 PAP 会員は、弥生 PAP 会員専用のウェブサイトで提供される弥生 PAP 会員が顧問先に紹介した当社製品の導入実績について、事前に当社および顧問先からの同意を得た場合を除き、第三者への提供を行ってはならないものとする。

第５条（登録事項の変更）

弥生 PAP 会員は、弥生 PAP 会員が指定した報酬振込み口座に変更がある場合、すみやかに当社の定める手続により当社に届け出るものとする。この届出のない場合、当社は登録事項の変更がないものとして取り扱うことができるものとする。

第６条（本約款の発効及び契約の成立）

本約款は、弥生 PAP 会員が、当社の定める手続により、本約款に同意した時から効力を生じるものとする。

第７条（本約款の変更）

当社は、任意に本約款を変更できるものとする。当社が、本約款を変更する場合、当社は、あらかじめ、当社が別途定める予告期間をおいて、弥生 PAP 会員に対して本約款の変更内容を通知するものとする。当該通知は、弥生 PAP 会員専用のウェブサイトへの掲載、又は弥生 PAP 会員宛ての書面、ファックス若しくは電子メールによって行う。

第８条（譲渡禁止）

弥生PAP会員は、本約款に基づく権利または義務を、他に譲渡しまたは担保に供しその他一切の処分をしてはならないものとする。

第９条（適用期間）

1　本約款の適用期間は、弥生 PAP 会員が当社所定の手続きにより、本約款に同意した時から、その後最初に到来する弥生 PAP 会員の弥生 PAP 会員資格の有効期間満了日までとし、適用期間満了の 1 ヶ月前までに弥生 PAP 会員又は当社のいずれか一方から書面による更新拒絶の通知がない限り、自動的に 1 年間毎に更新されるものとし、以後も同様とする。

2　前項にかかわらず、弥生 PAP 会員が本約款に違反した場合、当社は、本約款の弥生 PAP 会員への適用を終了することができる。

３　当社は、弥生 PAP 会員が次の各号に該当するときは、弥生 PAP 会員に対して催告することなく、直ちに、本約款の弥生 PAP 会員への適用を終了させることができる。

（１）　合併、会社分割、株式交換、株式移転、解散、減資、事業の廃止又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議を行い、当社が、弥生 PAP 会員の資産、信用もしくは事業に重大な変更が生じたと判断した場合

（２）　自己振出又は引受の手形・小切手を不渡りとし、又は支払い不能となった場合

（３）　仮差押、差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立て又は公租公課滞納処分を受けた場合、破産、民事再生もしくは会社更生手続開始の申立てがあった場合又は清算（特別清算を含む）に入った場合

（４）　弥生 PAP 会員が弥生プロフェッショナルアドバイザープログラム会員規約に違反した場合

（５）　その他、当社が、弥生 PAP 会員に対する本約款の適用が不適当であると判断した場合

４　前 3 項にかかわらず、弥生 PAP 会員が弥生 PAP 会員としての資格を喪失した場合には、当該喪失した日をもって本約款の適用は終了する。

５　本約款は、弥生 PAP 会員当社間の他の契約又は約款上、「基本契約」と呼ばれることがある。

第１０条（損害賠償）当社は、弥生 PAP 会員が本約款に違反したことにより当社が損害を被った場合には、弥生 PAP 会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

第１１条（機密保持）

弥生 PAP 会員は、弥生プロフェッショナルアドバイザープログラム会員規約第 8 条（8）または弥生 PAP 会員と当社との間で締結した機密保持契約書の規定に従って、本約款に規定する取引に関連して当社から受領した機密情報を管理するものとする。

第１２条（準拠法・裁判管轄）

本約款は日本法に従って解釈されるものとし、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とする。

2024 年 10 月 1 日

BCG-240819-M